

オプションメニュー (実質再エネ 100%メニュー(M))

実施日 2021年3月17日
改定日 2024年5月1日



第1条 適用

「オプションメニュー（実質再エネ 100%メニュー(M)）」（以下「本オプションメニュー」といいます。）は、当社が別途定める「電気需給約款（高圧・特別高圧）」または「電気需給約款（低圧）」および料金メニューの適用を受けているお客さまが、特約として、その使用する電気の100%を、再生可能エネルギー指定の非化石証書の持つ環境価値を付加した電気（実質的に再生可能エネルギー由来の電気）とすることを希望し、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。

第2条 電源構成

- (1) 当社は、本オプションメニューの提供に先立ち、供給する電気の調達計画を策定し、電源種別ごとの構成比率の計画値を算定いたします。
- (2) 当社は、供給した電気の電源種別ごとの構成比率の実績値を算定いたします。
- (3) 当社は、(1)および(2)で算定した電源種別ごとの構成比率の計画値および実績値を、原則として当社ウェブサイトに掲載することにより、毎年お客さまにお知らせいたします。

第3条 非化石証書の使用状況

- (1) 当社は、本オプションメニューの提供に先立ち、供給する電気に用いる環境価値について、再生可能エネルギー指定の非化石証書の調達計画を策定し、非化石証書の使用状況の計画値を算定いたします。
- (2) 当社は、供給した電気に用いる環境価値について、非化石証書の使用状況の実績値を算定いたします。
- (3) 当社は、(1)および(2)で算定した非化石証書の使用状況の計画値および実績値を、原則として当社ウェブサイトに掲載することにより、毎年お客さまにお知らせいたします。

第4条 料金

他の料金メニュー表の規定にかかわらず、お客さまが本オプションメニューの適用を受ける場合の電気需給契約にかかる電力量料金単価は、当該お客さまに適用されるメニュー表に規定された電力量料金単価に次のオプションメニュー（実質再エネ 100%メニュー(M)）単価を加えた電力量料金単価といたします。

オプションメニュー（実質再エネ 100%メニュー(M)）単価

1キロワット時につき	2円20銭
------------	-------

第5条 免責事項

本オプションメニューの適用されるお客さまに供給する電気に使用する非化石証書は、再生可能エネルギー指定のものとし、発電所や電源の種類を特定するものではありません。また、お客さまの電力使用が当社の想定を上回る場合、非化石価値取引市場の状況等により非化石証書の調達状況が悪化した場合、または天災地変、法令の制定もしくは改廃その他当社の責めに帰すべからざる事由が発生した場合であって当社がやむを得ないと判断したときは、再生可能エネルギー指定ではない非化石証書を使用することや非化石証書の使用状況が100%とならないこと、実質的に再生可能エネルギー電気100%の調達が実現されないことがあります。当社は、これによりお客さまが受けた損害について賠償の責めを負わないものとし、お客さまはあらかじめこれに同意するものとします。

第6条 本オプションメニューの変更・廃止

- (1) 当社は、本オプションメニューに定める内容を、あらかじめお客さまへご案内のうえ、変更または廃止させていただく場合があります。
- (2) 「電気需給約款（高圧・特別高圧）」、「電気需給約款（低圧）」および料金メニュー表の他の規定にかかわらず、一般送配電事業者が定める託送供給等約款の変更により託送料金に変更された場合または公租公課が変更された場合、当社は当該託送料金の変更または公租公課の変更を反映するために必要な範囲で、本オプションメニューに定める料金を変更することができるものとし、お客さまはあらかじめこれに同意するものとします。

第7条 その他

本オプションメニューに定める事項以外の条件については、お客さまに適用のある「電気需給約款（高圧・特別高圧）」、「電気需給約款（低圧）」および料金メニューによるものとします。